

午前10時00分 開会

○議長（原 克実君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第7号により行います。

それでは、日程第1により、上程中の全議案に対する各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次御報告をお願いします。

建設水道委員会委員長。

（建設水道委員会委員長・嶋 幸一君登壇）

○建設水道委員会委員長（嶋 幸一君） 建設水道委員会は、去る12月4日の本会議において付託を受けました議第90号平成18年度別府市一般会計補正予算（第5号）（関係部分）外7件について、12月11日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、土木課関係議案についてであります。

議第106号市長専決処分について（関係部分）は、台風10号により市道朝見枝郷～合榎後畑線外2路線でのり面が崩壊したため、災害復旧に伴う経費等を補正予算計上し、専決処分したものであるとの当局説明を了とし、全員異議なくこれを承認いたしました。

次に、都市計画課関係3議案については、相互に関連するため一括して説明を求め、審査をいたしました。

議第99号別府市特別会計条例の一部改正について（関係部分）は、楠港埋立造成地が20年間の長期貸し付けとなり、その間貸付料の受け入れのみで、基本的に事業費が発生しないと見込まれるため、別府市海岸整備事業特別会計を廃止し、条例を改正しようとするものであるとの説明がなされました。

次に、議第93号平成18年度別府市海岸整備事業特別会計補正予算（第1号）について、株式会社イズミとの間に事業用借地権設定契約が締結されたことに伴い、本年度10月1日から半年間の土地の貸付料及び工事等に伴う市有地の貸付料収入が発生したため、土地貸付収入の追加額を計上し、あわせて生じた余剰金を一般会計に繰り出すものである。また、漁業関連施設工事拠出金収入の減額及び楠港埋立造成地整備に要する経費の減額は、新若草港に建設される工事について年度内完成が見込めないため、それぞれ減額補正するものである。

次に、議第90号平成18年度別府市一般会計補正予算（第5号）（関係部分）については、主として別府駅前広場整備事業の繰り越し及び議第93号で生じた余剰金の繰り入れ、さらに議第99号による別府市海岸整備事業特別会計を平成18年度末で廃止することに伴い、漁業関連施設工事拠出金収入及び海岸整備に要する経費を一般会計予算に計上し繰り越しを行うものであるとの当局説明を適切妥当と認め、議第90号都市計画課関係部分及び議第93号並びに議第99号都市計画課関係部分については、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、建築住宅課関係議案であります。

議第90号平成18年度別府市一般会計補正予算（第5号）（関係部分）については、来年度計画していた市営住宅の整備及び西別府住宅建てかえ事業について、国からの交付決定が前倒しで確定されたため、所要の歳入歳出予算及び繰越明許費を計上するものであるとの説明が、また、議第100号別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について及び議第101号工事請負契約の締結について並びに議第102号工事請負契約の締結について、当局より説明がなされたところであります。

これに対し委員より、既存の市営住宅の整備状況や山田住宅跡地利用についての質疑や指摘がなされましたが、最終的に議第90号建築住宅課関係部分、議第100号及び議第101号並びに議第102号の4議案については、いずれも当局説明を了とし、全員異議

なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、下水道課関係議案であります。

議第90号平成18年度別府市一般会計補正予算(第5号)(関係部分)については、公共下水道布設工事に伴う事業の繰越明許費を計上するものであり、議第94号平成18年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、主として国土交通省が実施している国道10号の電線共同溝設置工事等の工期の変更に伴う事業費の繰り越し、また、処理場施設の改築更新工事に入札差金が生じたため、平成19年度施工予定の工事を本年度前倒して実施するものの、年度内完成が見込めないため、繰越明許費等を計上するものであるとの当局説明がなされました。

これに対し委員より、下水道接続率の向上に努め、公共下水道の普及に努めてほしい等の要望がなされましたが、議第90号下水道課関係部分及び議第94号については、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(原 克実君) 総務文教委員会委員長。

(総務文教委員会委員長・黒木愛一郎君登壇)

○総務文教委員会委員長(黒木愛一郎君) 総務文教委員会が、去る12月4日の本会議において付託を受けました議案は、議第90号平成18年度別府市一般会計補正予算(第5号)総務文教委員会関係部分外3件であります。12月11日に委員会を開会し、慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について、簡単に御報告いたします。

初めに、議第107号市長専決処分についてであります。

非常勤消防団員に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、市長専決処分を行うものであるとの当局の説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議第103号別杵速見地域広域市町村圏事務組合理約の一部変更についてであります。

地方自治法の一部を改正する法律により「収入役」の制度が廃止され「吏員」の見直しが行われたことに伴い、規約を変更するものであるとの当局の説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議第98号別府市ONSENツーリズム推進基金条例の制定についてであります。

本市におけるONSENツーリズムの推進を目的とする市街地の活性化、歴史的建造物等の保存及び活用、観光振興等の事業に充てるために、今回基金条例の制定をするものである。この財源としては、これまでの観光施設整備基金と、ふるさとチャレンジ基金を今回廃止することに伴い、これを原資とし、新たに株式会社イズミの土地貸付料等を毎年積み立てるものであるとの当局の説明に対し委員より、基金についての用途は市街地の活性化等に充てるとのことであるが、優先順位などについてはどのように考えているのかとの質疑がなされ、今後答申がされる中心市街地活性化基本計画などに基づき、事業の採択については慎重に対処していきたいとの答弁がなされ、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第90号平成18年度別府市一般会計補正予算(第5号)総務文教委員会関係部分であります。

学校教育課関係部分では、春木川歩道橋整備に係る経費として、児童・生徒が減少傾向にある中、通学区域を再編成することにより学校規模の適正化を図り、学校経営の安定・

適正化を維持し教育効果の向上を推進するため、今回は中部地区の再編成として平成20年度より石垣小学校区の一部を春木川小学校に編入するに当たり、登下校時における児童・園児の安全対策として春木川に歩行者用専用の橋を設置するものである。また、「子どもの安全を守るワークショップ業務」委託料としては、全国的に子どもをねらった事件が数多く発生する中、これまでは学校の安全対策に主眼を置いた子どもを守る事業を中心に実施してきたところであるが、今回は視点を換え、子ども自身が危険やいじめ等から回避する能力を養うことを目的に、CAPプログラムを使用しているワークショップ業務を委託するものであるとの説明がなされました。

職員課関係部分では、人事異動や退職、新採用などに伴い、一般会計当初予算から変更のあった各項目の人件費について調整するものであるとの説明がなされました。

次に、財産活用課関係部分についてであります。

庁舎旧食堂改修工事費について主なものとして、厨房機器の解体撤去並びに床、壁、天井、電気設備の内部改修についてであるとの説明に対し委員より、今回庁舎旧食堂に観光協会が入る予定になっているようだが、この庁舎旧食堂の有効利用について調査研究が十分になされないままの提案はいかなものかと疑問視する意見や指摘が相次いだ次第であります。

一たん委員会を休憩し、再開後、委員から、

- 1、今回の市庁舎旧食堂の跡利用については、観光協会を入居させる理由について、十分理解が得られるよう市民の目線に立った上で説明責任を果たすこと。
- 1、市民サービスの観点にかんがみ、利用方法について早急に設計変更を含めた利用計画を作成し、議会等に報告を行うこと。

以上の決議を付す動議が提出され、議第90号平成18年度別府市一般会計補正予算（第5号）総務文教委員会関係部分を採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託を受けました議案4件に対する審査の経過と結果についての御報告といたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（原 克実君） 観光経済委員会委員長。

（観光経済委員会委員長・野口哲男君登壇）

○観光経済委員会委員長（野口哲男君） 観光経済委員会は、去る12月4日の本会議において付託を受けました、議第90号平成18年度別府市一般会計補正予算（第5号）（関係部分）外5件の議案について、12月11日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その審査の概要と結果について御報告を申し上げます。

初めに、議第90号平成18年度別府市一般会計補正予算（第5号）（関係部分）についてであります。

中心市街地活性化基本計画策定に要する経費については、先般、別府商工会議所を事務局として設置された「別府市中心市街地活性化協議会」に対して、市が策定する基本計画に意見を述べるとともに、民間の事業計画の調整役としての役割を果たすための事業活動経費のうち、2分の1相当額を補助金として補正計上したものであるとの説明に対し、委員より、今回の中心市街地活性化基本計画が策定されれば、以前策定された旧基本計画のエリアはどうなるのかとの質疑がありましたが、当局より、今回の基本計画の認定に当たっては、国の基本方針として「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を実現させるため、おおむね5カ年の計画期間の中で、より実現性が高く効果が見込める活性化策が求められていることから、これらの諸条件を勘案しながら基本計画策定委員会において決定することとなる。また、旧基本計画のエリアと変更となる可能性もあるものの、外れた工

リアについても他の補助事業による計画をしていく必要があるとの答弁がなされました。

コミュニティー助成金については、宝くじの普及広報活動の一環で実施している、一般コミュニティー事業に上人地区の「鬼の岩屋祭り」が採用され、財団法人自治総合センターから交付される助成金の計上であるとの説明がなされ、また、商店街活性化に要する経費については、別府市中心市街地における商店街等で買い物をする際、1時間の無料駐車券を配布する「ふれあい・ゆうパーキング」事業として、1月から3月までの間に要する経費を計上したものであるとの説明がなされました。

さらに、平成17年度農地災害に係る過年度収入や人事異動に伴う人件費の補正計上であるとの当局の説明に対し、委員よりるる質問がなされましたが、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第95号平成18年度別府市温泉事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

人事異動に伴う職員人件費の追加額の補正計上であり、さらに、鉄輪むし湯における入場者数が予想を上回るため、使用料収入を財源とする指定管理料の追加額の補正計上であるとの説明がなされました。

委員より、鉄輪むし湯の現況及び将来の見通しについての質問がなされましたが、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第99号別府市特別会計条例の一部改正について（関係部分）であります。

温泉事業特別会計は、設置以降一般会計からの繰り入れが続き、使用料等の特定の歳入で歳出に充てることが今後も難しい等の理由により、これを廃止し、一般会計へ移行するものであるとの説明を了とし、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第105号土地改良事業の施行についてであります。

内成地区において老朽化した水路を改修し、棚田を訪れる観光客のための東屋やトイレを設置する田園自然環境保全整備事業を実施するために土地改良法に基づき、議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、委員より、設置場所等事業内容についての質問がなされましたが、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議第92号平成18年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第1号）及び議第106号市長専決処分について（関係部分）の、以上2件については、当局の説明を了とし、いずれも全員異議なく、可決及び承認すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案6件に対する審査の概要と結果の御報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（原 克実君） 厚生委員会委員長。

（厚生委員会委員長・萩野忠好君登壇）

○厚生委員会委員長（萩野忠好君） 厚生委員会は、去る12月4日の本会議において付託を受けました議第90号平成18年度別府市一般会計補正予算（関係部分）外6件につきまして、12月11日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について御報告いたします。

それでは、議第90号平成18年度別府市一般会計補正予算関係部分についてであります。

最初に、児童家庭課関係部分については、歳出補正として、児童手当支給に要する経費の追加額及び児童手当の平成17年度、国・県の精算に伴う返納金を、保育所入所に要する経費の追加額については、本年度当初の入所見込み人員の増加に伴う差額分の保育園運営費負担金の追加額を計上し、また、特別保育などに要する経費の追加額については、休

日保育事業及び一時保育促進事業の補助金交付に係る交付要綱の一部改正に伴うものである。さらに、市立保育所の保育に要する経費の追加額については、保育所児童の増加による光熱費、消耗品などの増加によるものとの当局説明を受けました。

歳入補正については、入所児童の増加に伴う保育料収入の増加、また、歳出部分に計上している休日保育事業費補助金の追加額と一時保育促進事業費補助金の交付要綱一部改正によるものであり、過年度収入についても、歳出に計上している平成17年度の国庫支出金・県支出金の負担金精算に伴う追加額であるとの当局説明を受け、これを了とした次第であります。

次に、高齢者福祉課関係部分では、生きがい活動支援通所に要する経費の追加額について、介護認定における「非該当」の65歳以上の在宅高齢者に対するサービスの利用者増加に伴うものとして、さらにサービス利用時の往復の送迎料金である外出支援サービスに要する経費を計上した旨の説明がなされました。

続きまして、保険年金課関係部分であります。国民健康保険事業特別会計繰入金について、定期人事異動による新陳代謝が生じたことによる人件費の減額措置を講じたところであり、さらに、保健医療課部分については、乳幼児医療費の10月改正に伴い、歳入では県補助金の増額補正であり、歳出については扶助費などの増額であること、また「大分県後期高齢者医療広域連合」の設立に伴う負担金であるとの当局説明を受け、これを了とした次第であります。

最終的に、議第90号平成18年度別府市一般会計補正予算（関係部分）につきましては、採決の結果、保健医療課関係部分で反対の意思表示がなされましたが、賛成者多数で可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、保健医療課関係議案の議第104号大分県後期高齢者医療広域連合の設置についてであります。 「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、後期高齢者医療制度が創設され、平成20年4月1日からの施行に向け、大分県内の全市町村とそれに関する事務処理を行うため、規約を定め「大分県後期高齢者医療広域連合」を設置することについて、議会の議決を求めるものであるとの当局説明を受け、採決の結果、賛成者多数で可決すべきものと決定しました。

続いて、介護保険課関係議案の議第96号別府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

まず歳入については、基金繰入金の追加額を財政安定化基金拠出金と過年度保険料還付金の財源として計上し、歳出については、過誤納保険料還付金の増加分であり、高額介護サービス費については交付申請の増加によるものとの当局説明を受け、適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、市民課関係議案の議第108号市長専決処分については、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、閲覧制度の見直しによる条例の改正であるとの当局説明を適切妥当と認め、全員異議なく承認すべきものと決定いたしました。

続いて、保険年金課関係議案の議第91号平成18年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、職員人件費の減額に伴う補正を行うものであり、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

最後に、環境安全課関係議案の議第97号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について及び議第99号別府市特別会計条例の一部改正について（関係部分）につきましては、当局の説明を了とし、それぞれ採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過と結果についての報告であります。

議員各位の御賛同を、よろしく願いをいたします。（拍手）

○議長（原 克実君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

（10番・平野文活君登壇）

○10番（平野文活君） 日本共産党議員団を代表して、議第104号大分県後期高齢者医療広域連合の設置についてと、議第90号一般会計補正予算のうち広域連合負担金570万9,000円について、反対の討論をいたします。

今回提案されている後期高齢者医療保険には、多くの問題点があります。第1に、75歳以上の高齢者に新たな負担を強いることであります。大分県の保険料が決まるのは来年の11月ごろということですが、国の試算では月額6,200円が基準額とされています。また、保険料は月額1万5,000円以上の年金を受けている方については、年金から天引きされるということですが、そうなれば生活費に回せる年金はますます少なくなります。第2に、年金額が月額1万5,000円以下の方は普通徴収となりますが、滞納者には資格証明書の発行や給付の差し止めを認めています。現在の国民健康保険法は、75歳以上の高齢者に対しては資格証明書の発行を禁じておりますが、新しい保険制度のもとでは保険証のない高齢者を大量につくり出しかねません。第3に、この広域連合には独自財源はなく、一般会計からの繰り入れもできません。したがって、医療費の増大はストレートに保険料の値上げに直結します。この保険は、2年単位の財政運営ということですから、2年ごとの保険料値上げとなりかねないのであります。第4に、大分県の広域連合は、約1,500億円もの財政規模になることが予想されますが、連合長も広域連合議会も首長や議員による間接選挙による選出であり、有権者の直接選挙によらない長や議会がすべてを決めることになるのです。しかも、別府市議会から選出できる議員はわずか2名です。わずか2名で市内の75歳以上の高齢者1万6,200人の医療にかかわることを決定するのでございます。

自民・公明内閣の高齢者いじめは、とどまるところを知りません。すでに「医療制度改革」と称して現役並み所得者の窓口負担が3割になり、70歳以上の療養病床の食費、居住費が自己負担とされ、脳梗塞などのリハビリ治療は180日以上できなくなりました。さらに、2008年4月からは、今回の後期高齢者保険が始まるだけでなく70歳から74歳までのすべての高齢者の窓口負担が2割負担となり、65歳から69歳の療養病床の食費、居住費も自己負担となります。その療養病床も全国で23万床、別府市でも350床が削減されます。さらに加えて現在の介護保険料、今回の後期高齢者保険の保険料に続いて、65歳から74歳のいわゆる前期高齢者の国民健康保険税も年金から天引きになることが、2008年4月から計画をされているのであります。

国の財政難の真の原因であるむだな公共事業や、大企業法人税の減税のし過ぎには何もメスを入れることなく、「構造改革」の名で高齢者や国民に痛みばかり押しつける悪政には断じて同意できないということを申し上げて、反対討論を終わります。（拍手）

○議長（原 克実君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて、討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第90号平成18年度別府市一般会計補正予算（第5号）に対する各委員長の報告は、その一部に附帯決議を付し原案可決であります。本件については、各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 克実君） 起立多数であります。

よって、本件は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第104号大分県後期高齢者医療広域連合の設置についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 克実君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第91号から議第103号並びに議第105号、以上の14件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上14件については、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 御異議なしと認めます。

よって、以上14件については、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第106号から議第108号まで、以上3件の市長専決処分については、各委員長の報告は、いずれも承認すべきものとの報告であります。以上3件については、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 御異議なしと認めます。

よって、以上3件については各委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第2により、議第109号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第109号は、人権擁護委員として宮崎みき子氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長（原 克実君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） お諮りいたします。

別に質疑もないようですので、これで質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第109号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し適任である旨の決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案に対し適任である旨の決定をいたしました。

次に日程第3により、報告第20号市長専決処分について並びに報告第21号寄附受納について、以上2件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

○助役（大塚利男君） 御報告いたします。

報告第20号は、市長専決処分についてであります。

市道上に越境した枝による損傷事故等6件につきまして、和解及び損害賠償の額が決定し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第21号は、寄附受納についてであります。

障害福祉関係、土木関係及び教育関係において御寄附をいただいております。詳細は、お手元の報告書のとおりでありますので省略させていただきますが、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

以上2件について、御報告いたします。

○議長（原 克実君） 以上で、当局の説明は終わりました。

報告事項について質疑のある方は、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。以上2件の報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第4により、議員提出議案第12号別府市議会会議規則の一部改正についてから、議員提出議案第18号医療制度の改善を求める意見書まで、以上7件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第12号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（11番・松川峰生君登壇）

○11番（松川峰生君） 提案理由の説明を申し上げます。

議員提出議案第12号別府市議会会議規則の一部改正については、先般、地方自治法の一部を改正する法律が制定され、11月24日に常任委員会等議会の権能強化に関する規定が施行されたことに伴い、本市議会の会議規則を改正しようとするものであります。

議員各位におかれましては、何とぞ提案の趣旨を御理解の上御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（原 克実君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。上程中の議員提出議案第12号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決いたしました。

次に、議員提出議案第13号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（25番・岩男三男君登壇）

○25番（岩男三男君） 議員提出議案第13号は、お手元に配付してあります決議文を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

飲酒運転撲滅の決議

全国的に飲酒運転根絶が叫ばれる中、去る8月25日には福岡市職員に追突され子供3

人が死亡する痛ましい事故が起きた。大分県においても公務員の規律保持に向けて全職員の注意を喚起している中、9月3日に土木建築部女性主幹による酒気帯び運転、当て逃げ事故が発生している。さらには、9月12日には宇佐市議会議員が飲酒運転事故を起こすなど、その後も飲酒運転による事故が多発している。

こうした事態を踏まえ、別府市議会として飲酒運転撲滅と飲酒による事故を防ぐために下記について決議する。

記

- 1 飲酒運転事故を起こした議員は、みずからその職を辞すること。
- 2 飲酒等により議会の品位を損なう行いを厳に慎むこと。
- 3 市（公務員）と市議会と市民が飲酒運転撲滅に徹すること。

平成18年12月14日

別 府 市 議 会

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（原 克実君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。上程中の議員提出議案第13号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第14号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（13番・野口哲男君登壇）

○13番（野口哲男君） 議員提出議案第14号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

北朝鮮の核兵器開発放棄と拉致問題の早期解決を要望する意見書

平成18年10月9日北朝鮮は国際社会の核兵器不拡散条約を無視し地下核実験を強行した。あらゆる核実験の禁止は、唯一の被爆国である日本の悲願のみならず世界の平和希求に逆行する暴挙であり到底容認できるものではない。

特に、北朝鮮の金正日政権は300万人とも言われる餓死者や政治犯と称して自政権の体制維持のためには罪なき一般市民をも処刑し収容所に隔離する等、最悪の人権侵害を繰り返している。なかんずく日本国民に留まらず世界各国から無実で無関係の一般市民を拉致し、いまだにその解決については言を左右に「拉致問題は解決済み」とした不誠実きわまりない態度をとり続け、日本の国家に対する主権侵害も甚だしく、正にテロを実行した犯罪国家として君臨し続けている。

日本政府も、国連の安全保障理事会の議長国として主導する立場を貫き、全会一致での制裁決議を取りまとめ、核問題の解決と拉致問題の早期解決に向け毅然とした態度で臨む姿勢は大いに評価されるものである。いまこそ日本国民は思想、信条、立場を越えて一致協力し、自分の身に置き換えてこの問題を深く受け止め、拉致被害者とその家族の一刻も

早い救出を日本国政府に働きかけ、政府は全世界の世論を喚起し協力を取り付け国際社会との連帯を図り、北朝鮮の核兵器開発放棄と人権問題、拉致問題の早期解決を図るよう下記のとおり要望する。

記

- 1 北朝鮮は核兵器の開発を永久に放棄しアジアの平和、安定に寄与することを要求する。
- 2 速やかに日本人拉致被害者とその家族を全員帰国させることを北朝鮮金正日政権に要求する。
- 3 日本国、政府は国連あるいは6カ国協議の場での北朝鮮への制裁事項に、拉致・人権問題をさらに強く訴え非難決議を強化し、国際社会との連携の元にこの問題が早期解決されるよう要望する。
- 4 日本国、政府は拉致問題等が解決されるまでさらに経済制裁を続行し、現政権の維持のための援助はもとより、途中で制裁解除等は行なわず毅然とした態度で一日も早い解決を図ることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年12月14日

別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

内閣官房長官（拉致問題担当） 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（原 克実君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。上程中の議員提出議案第14号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第15号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（3番・市原隆生君登壇）

○3番（市原隆生君） 議員提出議案第15号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

「法テラス」の更なる体制整備・充実を求める意見書

司法制度改革の一環として、法律サービスをより身近に受けられるようにするため総合法律支援法が2年前に施行されました。同法に基づき「日本司法支援センター」（愛称・法テラス）が設立され、10月2日、全国で一斉に業務を開始しました。

法テラスは、「身近な司法」実現へ中核となる組織で、情報提供、民事法律扶助、司法

過疎対策、犯罪被害者支援、国選弁護の事務などを主な業務としています。業務開始の初日だけで全国で約2,300件もの相談があり、期待のほどが伺えます。

今後、法的トラブルの増加も予想されるだけに、法テラスは時代の大きな要請に応える機関です。2005年、2006年に鳥取、茨城県等で4回の試行を実施した結果からは、相談件数が年間100万～120万件を超えると予測されており、これに対応できるだけの体制整備が望まれます。よって、法テラスの体制をさらに充実させるため、下記の項目について早急を実施するよう強く要望いたします。

記

- 1 全国で21人しか配置されていないスタッフ弁護士を早急に大幅増員すること。
- 2 司法過疎対策を推進し、いわゆる「ゼロワン地域」を早急に解消すること。
- 3 高齢者、障がい者などの司法アクセス困難者への配慮として、訪問や出張による相談等を実施すること。
- 4 「法テラス」について、特に高齢者、障がい者、外国人、若者等に配慮し、きめ細かく周知徹底を図ること。
- 5 利用者の利便性に鑑み、「法テラス」は日曜日も業務を行うこと。
- 6 メールによる相談サービスを早期に導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年12月14日

別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（原 克実君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。上程中の議員提出議案第15号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第16号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（17番・高橋美智子君登壇）

○17番（高橋美智子君） 議員提出議案第16号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書

本年10月から障害者自立支援法が本格的に施行された。障がい者施設や居宅支援の利用にかかる応益負担（定率一割）の導入は、障がい者の生活を直撃し、施設からの退所、

作業所への通所やホームヘルプサービス利用の制限などの形で、生活水準の低下を引き起こしている。また、事業者側も、報酬単価の引き下げや日払い化によって、事業運営の継続が困難な状況に追い込まれている。

障がい者の生活実態を重く見た地方自治体は、応益負担・自立支援医療費について独自の負担軽減策を行っている。

4月からの応益負担に加え、10月からは、新サービス体系への移行、新たな障がい程度区分に基づく支給決定などが始まり、障がい者、家族、事業所への影響は、さらに深刻さを増している。

本年8月、国連特別委員会では、「障害者の権利条約」案の合意がなされ、年内に国連総会で条約が採択される予定となった。世界の潮流に鑑み、真に障がい者に対する差別を撤廃し、障がい者の自立と社会参加を求める立場から、障害者自立支援法について、真のノーマライゼーションの概念に則して、同法の問題点を見直すことを要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月14日

別府市議会

内閣総理大臣

厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（原 克実君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。上程中の議員提出議案第16号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第17号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（5番・麻生 健君登壇）

○5番（麻生 健君） 議員提出議案第17号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

公共工事における賃金等確保法（公契約法）の制定を求める意見書

今日、景気回復の効果が一部の大手ゼネコン、住宅販売メーカーにとどまり、建設投資全体の落ち込みを改善するには至っていません。

ダンピング受注競争も激しく、公正な元下取引の最低ルール（書面契約）さえ無視され、指し値の蔓延、現場で働く職人・労働者の賃金・労働条件が大きく切り下がり、生活の危機が増えています。

生活していくための賃金・労働条件が「市場まかせ」に放置されるのではなく、とりわけ、公共工事の現場で汗して働く建設労働者の最低限の生活を支える賃金・労働条件が確保されることがどうしても必要と考えます。

また、これらによって、建設産業の健全な発展と公共工事を含む建設生産が適正に行われる条件となることが期待されます。

1949年にILO（国際労働機関）で「公契約における労働条項に関する条約」が決議されており、この趣旨を生かした公共工事におけるルールが必要です。

すでに、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が全会一致で成立し、参議院で「地域の雇用と経済を支える優良な中小・中堅建設業者の受注機会が確保されるよう配慮するとともに、建設労働者の賃金・労働条件の確保が適切に行われるよう努めること」との附帯決議も採択されています。

生活するための建設労働者の賃金を、資材や商品と同じ市場にさらすのではなく、賃金を底支えする制度となる「公共工事における賃金等確保法」（公契約法）の制定を検討くださることを要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年12月14日

別府市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（原 克実君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第17号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 克実君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

次に、議員提出議案第18号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（14番・野田紀子君登壇）

○14番（野田紀子君） 議員提出議案第18号は お手元に配布してあります意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

医療制度の改善を求める意見書

平成18年4月からの診療報酬改定、6月の医療制度改革関連法案の成立により、国民の医療費負担が増えました。特に高齢者は、医療費の負担増によって受診を抑制されることが考えられます。

4月から、リハビリテーションが、上限180日に制限されることになりました。そのため脳血管疾患などの治療を中断された患者の間では、社会復帰できるのか、不安が大き

く広がっています。

今後、6年間で、療養病床38万床を15万床まで削減することになっています。このことによって、行き場を失う高齢者が多数出てくるのではないのでしょうか。高齢者だけの世帯や、一人暮らしの高齢者がふえている状況で、高齢者の生活は悪化しており、在宅での介護は困難です。

平成18年10月より70歳から74歳までの高齢者の「現役並所得者」の医療費自己負担が3割になりました。今後さらに75歳以上の高齢者すべてから保険料を徴収すること、診療報酬の包括化などの議論が行われておりますので、高齢者が医療を受けられない事態が危惧されます。

よって、国におかれては、医療制度の改善のため、下記の事項を実施されるよう、強く要望します。

記

- 1 リハビリテーションの日数制限を取りやめ、必要な期間リハビリテーション治療が受けられるようにすること。
 - 2 療養病床の診療報酬を元に戻し、療養病床の削減をしないこと。
 - 3 70歳以上1割負担を守るとともに、75歳以上の後期高齢者医療制度を見直すこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成18年12月14日

別府市議会

内閣総理大臣

厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（原 克実君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。上程中の議員提出議案第18号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 克実君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

次に、日程第5により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付しておりますように、議員派遣の申し出がありました。

お諮りいたします。

各議員からの申し出のとおり、議員派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 御異議なしと認めます。

よって、各議員からの申し出のとおり議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 御異議なしと認めます。

よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定いたしました。

以上で、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

これをもって平成18年第4回市議会定例会を閉会したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 御異議なしと認めます。

よって、これをもって平成18年第4回市議会定例会を閉会いたします。

午前11時05分 閉会